

今月のトピックス

ライターの取扱いにご注意ください！

製品安全ニュースVol.32でもお知らせしたとおり、いわゆる使い捨てライター等は平成23年9月27日から、子どもが簡単に操作できない「チャイルドレジスタンス機能」が施されていない製品の販売が禁止されています。

本年2月14日に東京都で発生した火災事故(幼児2名死亡)の現場から「チャイルドレジスタンス機能」が施されていない旧式のライターが発見されたとの報道がなされ、子どものライターによる火遊びが原因であることが疑われていることから、経済産業省及び消費者庁がそれぞれ注意を呼びかけています。

下記の注意ポイント及び次のページ以降を参考に、ライターの適切な保管・管理を心がけてください。

ライターの取扱いに関する注意ポイント

- 子どもの手の届かないところに保管しましょう。
- 子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう。
- 不要なライターはきちんと捨てましょう。
- 子どもが簡単に使えないPSC対応ライターを使いましょう。

経済産業省プレスリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2011/02/20120217005/20120217005.html>

消費者庁プレスリリース

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120217kouhyou_3.pdf

平成23年1月の重大製品事故公表情報(消費者庁)

(単位:件 ()内は長野県内での発生件数)

ガス機器・ 石油機器に 関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故						その他の主な製品の内訳
		電気 ストーブ	電気 冷蔵庫	自転車	照明器具	その他	
53 (1)	33 (1)	3	3	3	2	22	・ノートパソコン ・運動器具 ・バッテリーパック ・戸棚 ・電気洗濯機 ・加湿器 ・スライサー ・電気毛布 ・ボータブルDVDプレーヤー・エアコン

詳細な情報は、消費者庁のホームページをご覧ください。
(<http://www.caa.go.jp/safety/index.html>)

燃焼を伴う暖房器具を使用する際の注意点

石油機器やガス機器等燃焼を伴う暖房器具による一酸化炭素中毒事故が事故情報データベースに寄せられています。

【事例1】石油ストーブを就寝時に消火せず、機密性の高い閉め切った室内で長時間使用していた人が、一酸化炭素中毒で死亡した。

【事例2】駐車中の自動車内でガスストーブで暖をとっていたとみられる2人が、一酸化炭素中毒の疑いで死亡した。

このように、燃焼を伴う暖房器具を閉め切った室内で換気をせずに使用を続けると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を引き起こす可能性があります。一酸化炭素は無味無臭の気体のため気付きにくく、対応が遅れることがあります。定期的に換気を行い新鮮な空気を取り込むようにしてください。換気は1時間に1～2回、1～2分間行うのが目安です。

また、暖房器具の消火の際には火が完全に消えたことをしっかりと確認する、古くなり部品が劣化して不完全燃焼を起こしやすくなっている製品は使用を控えるなど、燃焼を伴う暖房器具を使用する際は十分にご注意ください。

消費者庁プレスリリース http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120217kouhyou_3.pdf

【発行】長野県 企画部 消費生活室

電話：026-223-6770

ホームページ：<http://www.nagano-shohi.net/seihin-anzen/>

ライターは正しく捨てましょう！



幼児対策が施された**PSC対応ライター**を使いましょう！



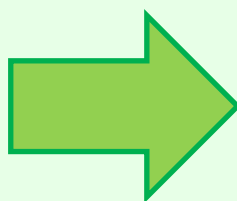
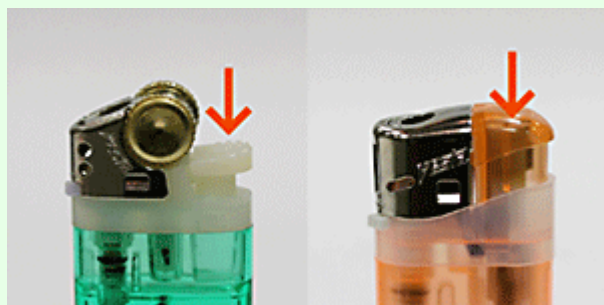
不要な古いライターは**ガス抜き**してから捨てましょう！

★ **自治体のルールに従って**正しく廃棄しましょう。



ガスの抜き方の例

(注)火の気のないことを確認し、**風通しのよい屋外**で行いましょう。



- ①周囲に**火の気のない**ことを確認する。
- ②操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。
- ⑤この状態のまま付近に**火の気の無い、風通しのよい屋外**に半日から1日置く。
- ⑥念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。

(参考：(社)日本喫煙具協会HP <http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>)

本リーフレットの問い合わせ先

経済産業省 商務流通グループ製品安全課
商務情報政策局日用品室
消費者庁 消費者安全課
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

電話番号 03-3501-4707
電話番号 03-3501-1705
電話番号 03-3507-9201
電話番号 03-5501-3154

経済産業省、消費者庁、警察庁、消防庁、環境省、(社)日本喫煙具協会

ライターの火遊びによる火災を防ぐには、 周囲の**大人の注意**が欠かせません!!



子どもの手の届かないところにおきましょう

家の中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。



子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもにライターを触らせないようにしましょう。

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



不要なライターはきちんと捨てましょう



【ガス抜きの様子】

利用しなくなった古いライターが、ありませんか？

ライターは使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガス抜きの方法と注意事項の情報は(社)日本喫煙具協会HPをご覧ください。
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>



子どもが簡単に使えないPSC対応ライターを使いましょう

平成22年から、いわゆる**使い捨てライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されました。平成23年9月27日以降、子供が簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)が施されたPSC対応ライター以外は販売が禁止されています。

安全のため、子どもが簡単に使えない**PSC対応ライター**を使いましょう。
また、PSC対応ライターであっても、周囲の大人の注意が必要です。

規制に関する情報は、経済産業省の製品安全ガイドHPをご覧ください: http://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全ガイド

検 索

